

令和6年度「キラリ！農スタイル」魅力発信業務
企画提案書作成等に関する質問への回答

NO.	質問	回答
1	仕様書1業務の目的より、今年度の対象「県内在住の女子大学生等」の「等」は、昨年同様という認識でよろしいか。 昨年度の募集ページをみると、対象は「宮城県在住・在学の女子大学生、女子専門学生、第二新卒程度の年齢の女性限定」となっている。	昨年度の募集ページには、ご質問の文言では記載しておりませんが、本年度も昨年同様の対象者を想定しております。 昨年度は、県内在住・在学の女子大学生・女子専門学校生及び農業に関心のある同世代の女性に参加いただきました。 なお、高校生については、今回の事業では対象外とします。
2	仕様書3本業務委託の内容(1)農業体験ツアーの企画について、冒頭に「地域で活躍する女性農業者のもとでの農業体験～」とあるが、この女性農業者には「農業法人等で従業員として農業に携わっている女性」も含まれるのか。	含まれます。 「職業」として農業を理解していただくことを目的とする事業であることから、実際に従業員として働く女性に講師となつていただくことに問題はありませぬ。
3	仕様書3本業務委託の内容(4)アフターフォロー等について、「ツアー終了後、就農に関心を持つ方へのアフターフォローを行うこと」とある。これは、「定期的に行われている就農相談会等への誘導であり、別途新たな機会を設けるものではない」という認識でよろしいか。	お見込みのとおりです。
4	仕様書5見積書作成における留意事項(2)人件費の単価基準について、自団体の基準による場合、提出書類は同行するスタッフの給与明細となるか。同行スタッフが決まっていな場合、同行可能性のある社員全員分が必要となるか。	見積設計の際に基準とした額がわかる書類を提出いただければと考えます。
5	対象者について、「県内在住の女子大学生等」とあるが、県内在住の女性の専門学校生や農業大学校生・高校生までを対象に含めても良いか。	質問NO.1のとおりです。
6	農業体験ツアーの受入先について、本事業の趣旨に沿えば、農業者や農業生産法人以外の業種の企業等を組み込むことは可能か。	仕様書 3本業務委託の内容より、「地域で活躍する女性農業者のもとで農業体験を通じ」としていること、また、参加者に農業の魅力を理解していただく観点からも、体験受入れ側は農業者を想定しています。
7	農業体験ツアーのうち「中長期体験（3日間～）」について、連続する日程での実施が必須となるか。	連続する日程を想定していますが、本事業の目的を達成するために必要であればこの限りではありません。
8	農業体験ツアーについて、現地集合・現地解散も場合によっては可能か。	本業務では農業体験ツアーを実施するものであり、現地集合・現地解散はツアーとは認められません。
9	ツアー終了後のアフターフォロー（就農相談会や長期の農業体験への誘導等）について、昨年度はどのような実施内容であったか。	体験受入れ側と参加者との交流会を開催し、体験した感想の共有や農業に関する質疑応答の時間を設けました。また、ツアー期間中、就農相談窓口を開設しました。